

熊本県道路占用許可基準要綱

〔沿革〕昭和５２年１０月２５日制定

昭和５６年３月２０日道維第１１３９号一部改正

昭和５７年２月１９日道維第１３００号全部改正

平成７年９月２５日道維第７６９号全部改正

平成１８年７月６日道保第３６６号一部改正

平成２２年３月８日道保第９１８号一部改正

令和６年８月２３日道保第２３０号一部改正

第１章 総 則

（趣旨及び方針）

第１ 道路法（以下「法」という。）に規定されている道路の占用はともすれば道路が一般交通の用に供するものであるという本来の目的を阻害する虞があることにかんがみ占用許可等にあたっては道路の敷地外に余地がなく真に止むを得ないものに限り、交通の支障とならない限りにおいて厳正に取り扱うものとする。

（占用場所）

第２ 占用物件を地上に設ける場合においては、次の各号の定めるところによらなければならない。

- （１）道路の敷地外に該当場所に代る適当な場所がなく公益上やむを得ない場所であること。
- （２）占用物件の地面に接する部分の位置は、法面側溝上若しくは路端寄り又は歩道（自転車歩行者道を含む）内の車道寄りとすること。
- （３）地面に接しないで設けられる占用物件（いわゆる上空占用）の最下部又は地面に接して設けられる占用物件の地面に接しない部分の最下部と路面との距離は４．５メートル以上とすること。但し歩道を有する道路の歩道上においては、２．５メートル以上とすることができる。

２ 道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所の地上には占用物件を設けてはならない。但し電線及び歩道を有する道路における電柱についてはこの限りではない。

３ 占用物件を地下に設ける場合においては、次の各号に定めるところによらなければならない。

- （１）当該占用の場合は、路面をしばしば掘削することのないように計画され且つ当該占用物件が他の占用物件と錯綜する虞のないものであること。
- （２）占用物件は工事実施上又は、保安上支障のない限り相互に接近していること。
- （３）占用物件は地面又は地面にある占用物件に支障のない限り、地面に接近していること。
- （４）舗装道路においては、舗装後３年未満は掘削できない。

（占用物件の構造）

第3 地上に設ける占用物件の構造は、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) 倒壊、落下、はく離、汚損、火災、荷重、漏水等により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことのないような構造とすること。

(2) 電柱の脚ていは路面から1.8メートル以上の高さで道路の方向と平行して設けること。

2 地下に設ける占用物件の構造は次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) 堅固で耐久力を有すると共に道路及び地下にある他の占用物件の構造に支障を及ぼさないものであること。

(2) 車道に埋設する場合においては道路の強度に影響を及ぼさないものであること。

(3) ア、電線若しくは水管、下水道管若しくはガスパ管又は石油管を地下に埋設するときは、次にかかげる事項を明示すること。

a 名称

b 管理者

c 埋設の年

d 電気事業法に基づいて設ける電線にあつては、その電圧、ガス事業法の規定に基づいて設けるガスパ管にあつては、ガスの圧力その他のガスパ管にあつては、ガスの圧力および種類

イ、次に掲げるものについては、アの規定を適用しない。

a アに掲げる物件で、各戸に引き込むために地下に埋設するもの。

b 管路に収容されない電線又は外径0.08メートルに満たない管路に収容される電線

c 外径が0.08メートルに満たない水管下水道管又はガスパ管（1キログラム毎平方センチメートル以上の圧力のガスを通じるものを除く。）

d 洞道又はコンクリート造の堅固なトラフに収容されるもの

e コンクリート造の堅固な構造を有するものであって、外形上当該占用物件の名称及び管理者が明らかであると認められるもの

f 市街地を形成している地域又は、市街地を形成する見込みの多い地域以外の地域内の道路において、他の占用物件が埋設されていない場所に埋設されるもの。

ウ、アに掲げる事項を明示の方法は次の各号によるものとする。

a おおむね2メートル以下の間隔をおいて行うこと。

b 当該占用物件又はこれらに附属して設けられる物件に、ビニールその他耐久性を有するテープを巻き付ける等の方法で行うこと。

c 褪色その他により、明示事項の識別が困難になるおそれがないように行うこと。

d 当該占用物件を損傷するおそれがないように行うこと。

e ビニールテープの地色は、次のとおりとする。

区 分		色 彩
電 話 線		赤 色
電 力 線		オレンジ色
水 管	水道法の規定に基づいて設けられる水管	青 色
	工業用水道法の規定に基づき設けられる水管	白 色

下 水 道 管	茶 色
ガ ス 管	緑 色

3 橋又は高架の道路に取り付けられる占用物件の構造は、橋又は高架の道路の強度に影響を与えないものでなければならない。

第2章 法32条1号に関するもの

(電柱、電話柱、防犯カメラ柱及び電線)

第4 電柱、電話柱、防犯カメラ柱（以下「電柱等」という。）又は電線の占用については、第1章の規定による外次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 歩車道の区別のある道路にあっては、歩道内の車道寄りとし、歩車道境界石の先端から電柱等の最近側まで0.3メートルの間隔をおいて設け、歩道の有効幅員1メートル以上を残すこと。
- (2) 歩車道の区別のない道路にあっては、法敷に設けること。法敷のない道路にあっては可能な限り路端寄りに設けること。
- (3) 交差点の側端、横断歩道又は防災施設から5メートル以上道路標識から2メートル以上の距離を保たせること。
- (4) 同一線路に係る電柱等は同一側に設け且つ歩道を有しない道路にあっては、その対側に占用物件がある場合においては、これと8メートル以上の距離を保たせること。但し道路が交差し接続し、又は屈折する場所においてはこの限りでない。
- (5) 地上電線の高さは路面から5メートル以上とすること。但し既設電柱等に共架する場合、その他技術上止むを得ず且つ道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞の少ない場合においては、4.5メートル以上歩道を有する道路の歩道上においては2.5メートル以上とすることができる。
- (6) 電線を地下に埋設する場合（道路を横断して埋設する場合を除く。）においては、車道（歩道を有しない道路にあっては路面幅員の三分の二に相当する路面の中央部、以下同じ。）以外の部分の地下に埋設すること。但しその本線については車道以外の部分に適当な場所がなく且つ公益上やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。
- (7) 地下電線の頂部と路面との距離は車道の地下にあっては0.8メートル以下、歩道（歩道を有しない道路にあっては路面幅員の三分の二に相当する路面の中央部以外の部分、以下同じ。）の地下にあっては0.6メートル以下としないこと。
- (8) 電線を橋に取り付ける場合においては、けたの両側又は、床板の下とすること。
- (9) 別に指定する路線の地域に設ける電柱等にあっては貼紙防止措置を講じること。
- (10) 街路樹、花壇等の草木の生育を妨げないこと。

(街 灯)

第5 街灯の占用については、第1章の規定による外次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 商工会町内会等の団体が設けるものであること。

- (2) 歩車道の区別のある道路の歩道内の車道寄りとし、歩車道境界石の先端から灯柱の最近側まで0.3メートルの間隔において設け歩道の有効幅員1メートル以上を残すこと。
- (3) 交差点の側端、横断歩道又は防火施設から5メートル以上、道路標識から2メートル以上の距離を保たせること。
- (4) 街灯を連続して設ける場合にあっては構造物の形状、色彩は同一とし、灯柱は相互におおむね1.5m以上の距離を保ち、かつ均等の間隔において設けること。
- (5) 灯柱は鋼管類とし最大直径は0.15メートル以内とする。
- (6) 灯柱の側方に灯器を突き出す場合は民地側に突出しその出幅は1メートル未満とする。
又、灯器等の構造物の下端は、路面から2.5メートル以上、とすること。
- (7) 照明は路面の照度を均等とさせ、かつ適切な照度であること。又、その色彩は原則として白色系のものとする。
- (8) 街路樹、花壇等の草木の生育を妨げないこと。
- (9) 電灯の配線については、第4の(5)又は(6)によること。

(郵便ポスト等)

第6 郵便ポスト及び公衆電話の占用については次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 歩車道の区別のある道路にあっては歩道内の車道寄りとし、歩車道境界石の先端から構造物の最近側まで、0.3メートルの間隔において設け、歩道の有効幅員1.8メートル以上を残すこと。
- (2) 歩車道の区別のない道路にあっては可能な限り路端寄りに設け、車道幅員6.5メートル以上を残すこと。
- (3) 交差点の側端、横断歩道又は防火施設から5メートル以上道路標識から2メートル以上の距離において設置すること。
- (4) 街路樹、花壇等の草木の生育を妨げないこと。

(ベンチ)

第6の2 ベンチは、バス停留所、タクシー乗場、高齢者等の交通弱者が多数利用する施設の周辺、道の駅に設置する場合など道路の歩行者等の利用形態から判断し、地域の実情に応じ、公益上設置することが妥当な場合は許可するものとする。

- (1) 設置場所は、電柱等の他の占用物件、植樹帯の所在など具体的な道路状況を勘案し、以下の道路管理上支障ない場所とすること。

(ア) 道路の法敷

(イ) ベンチを設置した後、歩道（自転車歩行者道及び自転車歩行者専用道路を含む。以下同じ。）の幅員から路上施設及び占用物件の幅員を減じた幅員が原則として2m以上（自転車歩行者道又は自転車歩行者専用道路にあっては、3m以上）確保できる歩道とする。ただし、地域の実情により、未改築の道路について、2m未満（自転車歩行者道又は自転車歩行者専用道路にあっては、3m未満）の幅員で許可しようとする場合は、事前に本職に協議するものとする。

(ウ) 道の駅、パーキングエリア、自動車駐車場にベンチを設置する場合には、自動車の駐車

の用に供されている以外の部分。

- (エ) 上屋と一体的に設置する場合は、上屋の範囲内であること。
 - (オ) 歩行者、自転車等の通行に支障のない位置であること。
 - (カ) バス及びタクシー等の利用者の乗降に支障のない位置であること。
 - (キ) 視覚障害者誘導用ブロックの敷設箇所では、ブロックの両端それぞれ30cmの範囲内には設置しないこと。
 - (ク) その他、道路の利用状況を勘案し、道路管理上支障のない場所。
- (2) ベンチの構造は、原則として固定式とするなど容易に移動することができないものとし、十分な安全性及び耐久性を具備したものであること。また、その構造及び色彩は周囲の環境と調和するものであること。
- (3) 占用主体は、路線バス事業者、タクシー事業者の団体、地方公共団体、その他これらに準ずるものであって、適格な管理能力を有すると認められるものとする。
- (4) ベンチには広告物を添加しないこと。
- (5) ベンチの管理については、占用許可の際、定期的な清掃や点検を義務づけた条件を付し、その管理に万全を期するよう指導すること。

(上 屋)

第6の3 上屋は、バス停留所又はタクシー乗場に設置される場合、ベンチに付随して設置される場合等道路の歩行者の利用形態から判断し、地域の実情に応じ、公益上設置することが妥当な場合は許可するものとする。

- (1) 上屋の設置場所は、電柱等の他の占用物件、植樹帯の所在など具体的な道路状況を勘案し、以下の道路管理上支障のない場所とすること。
- (ア) 道路の法敷
- (イ) 幅員が原則として3m以上歩道。ただし、地域の実情により、未改築の道路について、3m未満の数値で許可しようとする場合は、事前に本職に協議するものとする。
- (ウ) 交差点の側端、横断歩道、又は防火施設から5m以上の距離を保たせること。
- (エ) 消防上支障を及ぼす虞のないこと。
- (オ) 道の駅、パーキングエリア、自動車駐車場に上屋を設置する場合には、自動車の駐車のに供されている以外の部分。
- (カ) その他、道路の利用状況を勘案し、道路管理上支障のない場所。
- (2) 上屋の構造について
- (ア) 上屋は、歩行者等の交通の支障とならない規模及び構造であること。
- (イ) 構造は片持ち式とし、支柱は、歩車道境界石の先端から支柱の最近側まで、0.3mの間隔をおいて設けること。
- (ウ) 上屋の幅は、原則として2m以下とし、歩道の残幅員は1.5m以上とすること。ただし、5m以上の幅員を有する歩道及び駅前広場等の島式乗降場については、この限りでない。
- (エ) 上屋の長さは必要最低限とし、高さは、原則として路面から2.5m以上3.5m以下とすること。

- (オ) 支柱及び施設物の主要構造物は鋼管（材）類を使用し、風圧、震動等に対し十分な安全性が確保できる構造とすること。
- (カ) 上屋の構造及び色彩は周囲の環境と調和するものであり、信号機、道路標識等の効用を妨げないものとする。
- (キ) 上屋には原則として壁面を設置せず、雨水の処理を考慮した構造とすること。ただし、風雪等のため特に壁面を設ける必要があり、かつ、道路管理上支障のない場合においてはこの限りでない。
- (ク) 上屋には広告物等の添加物及び塗装又は装飾のための電気設備の設置は認めないこと。ただし、広告板の添加及び照明施設の設置はこの限りでない。
- (ケ) 上屋を商店等の前面に設置するときは、あらかじめ、設置に関し当該商店等の同意を得ること。
- (コ) 街路樹、花壇等の草木の育成を妨げないこと。
- (3) 占用主体は、路線バス事業者、タクシー事業者の団体、地方公共団体その他これらに準ずる者であって、的確な判断能力を有すると認められる者とする。
- (4) 上屋の管理については、占用許可の際、定期的な清掃や点検を義務づけた条件を付し、その管理に万全を期するよう指導すること。

(防犯カメラ等)

第6の4 防犯カメラ及びこれに付帯する画像伝送装置等設備（以下「防犯カメラ等」という。）の占用については、第1章の規定による外次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 国、地方公共団体、自治会、商店街組合その他これらに準ずる団体であって適正な管理能力を有すると認められるものが防犯のために設けるものであること。
- (2) 個人情報の取扱いについて、設置管理者の責任において法令を遵守し、適正な管理を行うこと。
- (3) 電柱、電話柱、アーケード等既設の占用物件への添加を原則とする。ただし、既設の占用物件がなく、交通の安全性が確保でき、必要やむを得ない場合に限り自立柱を認め、それに防犯カメラ等を添加するものとする。

なお、防犯カメラ等に接続する電力線、通信線、電力管及び通信管等は防犯カメラ等と別の占用物件とする。
- (4) 防犯カメラ等には、広告物等の添加及び表示は認めない。
- (5) 色彩は、周囲の環境と調和するものとする。
- (6) 防犯カメラ等の取り付け方法は、堅固で落下等のおそれがないようにするほか、取り付けにより添架される工作物の倒壊等のおそれが生じ、若しくは道路の構造又は交通に支障を及ぼさないこと。
- (7) 道路構造令第12条に規定する建築限界を侵さないこと。
- (8) 信号機、標識等その他交通安全施設の効用を妨げないこと。
- (9) 設置にあたっては、犯罪の発生状況等所轄警察署に相談するものとする。
- (10) 道路占用許可申請に際して以下の書類を添付すること。

- ① 防犯カメラの設置に関する住民合意を示す書類（議決書、同意書等）。ただし、国、地

方公共団体が申請する場合は除く。

② 電柱、電話柱、アーケード等の所有者の添加承諾書

③ 管理規定

(11) 防犯カメラ設置管理者の名称を表示すること。

第3章 法第32条2号に関するもの

(水道、下水道管、ガス管)

第7 水管、下水道管、ガス管の占用については、第1章の規定による外、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) 道路を横断する場合を除き歩道の地下に埋設すること。ただし、本線については、歩道に適切な場所がなく、かつ、公益上やむを得ない事情があると認められるときはこの限りでない。

(2) 水管又はガス管の本線を埋設する場合においては、その頂部と路面との距離は1.2メートル（工事实施上やむを得ない場合にあっては0.6メートル）以下としないこと。

(3) 下水道管の本線を埋設する場合においては、その頂部と路面との距離は3メートル（工事实施上やむを得ない場合にあっては1メートル）以下としないこと。

(4) 水管、下水道管又はガス管を橋に取り付ける場合にあっては、けたの両側又は床板の下とすること。

(家庭用し尿及び雑排水の放流)

第8 家庭用し尿及び雑排水の道路側溝への放流に伴う道路の占用については、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) 道路側溝への放流は、通常の使用状態において放流水質をBOD20PPM以下に処理することが可能な性能を有する浄化槽で処理したうえで、外に適切な放流先がなく真にやむを得ない場合に限ること。

(2) 側溝への放流量が側溝の設計流量の許容範囲内であること。

(3) 開発等に係る大規模な放流にあっては、必要に応じ別図1のため柵又は別図2の阻集器を設置させること。

(4) 必要に応じ次の各号の関係書類を求め、前3号の判断を行うこと。

(ア) 浄化槽の構造及び設備を明らかにする平面図、立面図、横断図、構造図及び設計説明書

(イ) 処理工程図

(ウ) 当該浄化槽の性能を照明する計量証明書

(エ) 誓約書（別記第1号様式）

第4章 法第32条4号に関するもの

(アーケード)

第9 アーケードの占用については、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) この基準において、「アーケード」とは、日よけ、雨よけ、又は雪よけのため、路面上に相当の区間連続して設けられる公益上必要な建築物、工作物その他の施設をいう。
- (2) アーケードは、がんぎ又は商業の利便の向上のためにやむを得ないもので、かつ、相当の公共性を有するものでなければならない。
- (3) アーケードは、信号機若しくは道路標識の効果を妨げ、又は、道路の見直しを妨げその他道路の交通の安全を害するようなものであってはならない。
- (4) アーケードは、都市の防火、衛生及び美観を害するものであってはならない。

2 道路の一侧又は両側に設けるアーケード

- (1) 設置場所及び周囲の状況は、次の各号によらなければならないものとする。

- ア 歩車道の区別のある道路の歩道部分又は車馬の通行を禁止している道路であること。
- イ 車道の幅員（軌道敷きを除く。以下本号中に同じ。）が11メートル未満の一般国道又は道路法第56条の規定により指定を受けた車道の幅員が9メートル未満の主要な県道でないこと。
- ウ アーケードの設置により、道路の円滑な通行を阻害するおそれのある場所でないこと。
- エ 都市計画広場又は都市計画街路で未だ事業を完了していない場所でないこと。
- オ 引火性、発火性若しくは爆発性物件又は大量可燃物を取り扱う店舗の類が密集している区域その他の消防上特に危険な区域でないこと。
- カ 防火地域内又は準防火域内であること。
- キ アーケードに面する建築物（以下「側面建築物」という。）のうち防火上主要な位置にある外壁及び軒裏が、耐火構造又は防火構造であること。
- ク 街路樹の生育を妨げない場所であること。

- (2) 構造は、次の各号によらなければならないものとする。

- ア 歩車道の区別のある道路においては車道内に又は車道部分に突き出して設けないこと。
- イ 歩車道の区別のない道路においては、道路中心線から2メートル以内に又はその部分に突き出して設けないこと。但し、構造上やむを得ない梁で、通行上及び消防活動上支障がない場合は、この限りでない。
- ウ 地盤面からの高さ4.5メートル以下の部分には、柱以外の構造部分を設けないこと。但し、歩車道の区別のある道路の歩道部分に設ける場合で、且つ、側面建築物の軒高が一般的に低く二階の窓から避難を妨げるおそれがある場合においては、地盤面からの高さ3メートルを下らない範囲内で緩和することができる。
- エ アーケードの材料には不燃材料を用いること。但し、柱並びに主要な梁及び桁には、アルミニウム、ジュラルミン等を、屋根には、網入ガラス以外のガラスを、それぞれ用いないこと。
- オ 階数は、一であること。
- カ 壁を有しないこと。
- キ 天井を設ける場合は、防火、排煙、換気、通行等に支障がない構造とすること。
- ク 木造の側面建築物に支持させないこと。
- ケ アーケードは積雪、暴風等に対して安全なものであること。

- コ 柱は、なるべく鉄管類を用い、安全上支障がない限り細いものとする。
- サ 側面建築物の窓等からの避難の妨げとならないようにすること。
- シ アーケードに電気工作物を設ける場合は、木造の側面建築物と電氣的に絶縁するようにつとめること。

(3) 屋根は、次の各号によらなければならないものとする。

- ア 歩車道の区別のない道路に設ける場合の屋根の水平投影巾は3メートル以下とすること。
- イ 歩車道の区別のある道路に設ける場合には、屋根の下端等が絶対に車道部分に突出しないようにすること。
- ウ 屋根には、アーケードの延長50メートル以下ごとに桁行0.9メートル以上を開放した切断部又は高さ0.5メートル以上を開放した桁行1.8メートル以上の断層部を設けること。但し、屋根にアルミニウム等の火災の際とけやすい材料を使用し、消防上支障がないと認めるときはこれを緩和することができる。
- エ 屋根の下面には、アーケードの延長おおむね12メートル以下ごとに鉄板等の垂れ壁を設けること。但し前号但書の部分等でほのほの伝送のおそれがない場合は、この限りでない。
- オ 屋根面上はおおむね6メートルごとに、火災の際その上部で行う消防活動に耐えうる構造とした部分を設け、その部分の巾を0.6メートル以上とし、且つ、その部分に着色等の標示をすると共に要すればすべり止め及び手すりを設けること（以下これらの部分を「消火足場」という。）。
- カ 屋根面（消火足場で0.8メートル以下の巾の部分及び越屋根の部分を除く。）の面積の5分の2以上を地上から簡便且つ確実に開放しうる装置を設けること。但し、屋根（天井を有するときは天井面）が4分の1以上の勾配で側面建築物に向って下って居りその水平投影巾が3メートル以下であって、アーケードの下の方煙換気に支障がない場合においてはこの限りでない。

(4) 柱の位置は、次の各号によらなければならないものとする。

- ア 道路に設置する場合にあつては路端寄りに設けること。但し、歩車道の区別のある道路であつて歩道巾員3メートル未満の場合には、歩道内の車道寄りに限り、歩道巾員3メートル以上の場合には歩道内の車道寄りにも設けることができる。
- イ 消防用機械器具、消火柱、火災報知機等、消防の用に供する施設、水利等の使用及び道路の附属物の機能を妨げるおそれのある位置並びに道路の隅切部分に設けないこと。
- ウ 側面建築物の非常口の直前及び両端から1メートル以内で避難の傷害となるおそれのある位置に設けないこと。

(5) 添加物は、次の各号によらなければならないものとする。

- ア 恒久的な広告物等の塗装若しくは添加又は恒久的な装飾をしないこと。但し、アーケードの両端（切断部、断層部等を含まないものとする）における地名、街区名等の標示で不燃材料のみで構成され、アーケードの梁以上の高さに設けられるものについては、この限

りでない。

イ 電気工作物は、アーケードの軒先から0.2メートル以内又は消防用登はん設備から1メートル以内の部分のその他消防活動上特に障害となる部分には施設しないこと。

3 道路の全面又は大部分をおおうアーケード

道路の全面をおおい、又は道路中心線から2メートル以内に突き出して設けるアーケードは、前項各号（第1号イ、キ、第2号ア、イ、ウ、及び第3号アを除く。）によるの外、次の各号によらなければならないものとする。

ア 道路の巾員が4メートル以上且つ8メートル以下であること。

イ 側面建築物の各部分から、側面建築物の前面以外の方向2.5メートル以内の巾員4メートル以上の道路若しくは公園、広場の類があること。

但し、前段に規定する距離が50メートル以内で、その間に消防活動及び避難に利用できる道路がある場合は、この限りでない。

ウ 側面建築物の延長、おおむね50メートル以下ごとに避難上有効な道路があること。但し周囲の状況により避難上支障がないときは、この限りでない。

エ 側面建築物の延焼のおそれのある部分にある外壁及び軒裏は耐火構造又は防火構造であり且つ、それらの部分にある開口部には防火戸がもうけられていること。但し、この場合敷地とアーケードを設置する道路との境界線は隣地境界線とみなす。

オ 側面建築物は、既存のものについても、建築基準法施行令第114条及び第5章第1節並びに火災予防条例の規定に適合していること。

但し、防火上、避難上支障がない場合はこの限りでない。

カ 火災発生の際に、これを区域内に周知させるために有効な警報装置及びアーケードを設置しようとする道路の延長おおむね150メートル以下ごとに消防機関に火災を通報することのできる火災報知器が設けられていること。

キ 柱以外の構造部分の高さは、地盤面から6メートル以上であること。但し、側面建築物が共同建築等で軒高が一定し、消防活動上及び通行上支障がないときは、当該軒高及び地盤面からの高さ4.5メートルを下らない範囲内で緩和することができる。

ク 屋根面は、断層部分又は消火足場と交さる部分を除きその全長にわたってアーケードの巾員8分の1以上を常時開放しておくこと。但し、換気、排煙の障害となるおそれのない場合には、越屋根の類を設けることができる。

ケ アーケードを設置しようとする道路の延長50メートル以下ごとに屋根面上に登はんできる消防進入用の設備及びこれに接して、消防隊用の消火柱並びにこれに接続する立管及びサイアミーズコネクションを設けること。但し、街区又は、水利の状況により消防上支障がないときは、その一部を緩和することができる。

コ 前号の設備及び各消火足場を道路の延長方向に連結する消火足場を設けること。

サ その巾員の全部をアーケードでおおわれた道路と交ささせるときは、交さる部分を開放し、又は高さ0.5メートル以上を開放した断層部とすること。

4 屋根が定着していないアーケードの特例

屋根に相当する部分にガラス以外の不燃材料又は防災処理をした天幕の類を使用し、その全

部を簡単に撤去することができ、且つ、容易に地上から開放できる装置をつけたアーケードで、交通上支障のない場合においては第2項第2号エ、第3号イ、ウ、エ、オ、及び第3項中ア、ク、ケ、コ、は適用しない。

(雨よけ、日よけ施設)

第10 雨よけ日よけ施設の占用については、第1章の規定による外次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 雨や日をよけるために、他に代替する方法手段がない場合であつてかつ必要やむを得ない場合に限る。
- (2) 交差点の側端、横断歩道、又は防火施設から5 m以上道路標識から2 m以上の距離を保たせること。
- (3) 消防上あるいは環境衛生上支障を及ぼす虞のないこと。
- (4) 歩車道の区別のある道路の歩道上に限ること。
- (5) 施設物の下端は路面から2.5メートル以上とすること。
- (6) 施設物のおおいは防炎処理した天幕類を使用し緊急の場合は容易に取りはずしができること。
- (7) 施設物の骨組みは鋼管を使用し、風圧、震動等に対し安全な構造とすること。
- (8) 施設物の出幅は路端から2.0メートル以内とすること。ただし、歩車道境界石の先端から0.25メートルを減じた値を最大幅とすること。
- (9) 巻き上げ式で、操縦管のあるものはこれを外部に突き出さないこと。
- (10) 施設物のおおいの最上部と最下部の高さは1メートル以内とすること。
- (11) 施設本体が広告物でないこと。又施設物には広告物及び垂布等を添加しないこと。ただし、占用主体の店舗及び施設名又はその連絡先の表示に限り認めるものとする。
- (12) おおいの色彩は周囲の環境に調和するものであつて、無地で淡色系のものであること。
- (13) 街路樹、花壇等の草木の生育を妨げないこと。

(乗合自動車の停留所における雨よけ、日よけ)

第11 削除

第5章 令7条1号に関するもの

(路上広告物)

第12 看板等の路上広告物の占用については、第1章の規定による外、次の各号に定めるところによらなければならない。

1 電柱又は、軌道柱に添加する広告物については、次のとおりとする。

- (1) 広告物の添加は電柱又は、軌道柱1本につき突出、巻き付け、各1個とする。色彩は、信号機又は、道路標識の効用を阻害しないものであつてその意匠が俗悪でないものであること。
- (2) 突出広告については、歩車道の区別のある道路にあつては、歩道側に設け、広告物の下端は、路面から2.5メートル以上、出幅は、0.6メートル以内、長さは、1.2メートル

以内とすること。又、歩車道の区別のない道路にあっては、原則として民地側に設け広告物の下端は路面から4.5メートル以上の、出幅は0.6メートル以内、長さは、1.2メートル以内とする。

- (3) 巻き付け広告については、その広告物の下端は路面から1.2メートル以上の高さとし、上端は路面から3メートル未満の高さとする。

2 既設の店舗、事務所、住居等の建物に取り付ける看板（いわゆる店頭広告）については、次のとおりとする。

- (1) 歩車道の区別のある道路に歩道上にあっては、その下端は、路面から2.5メートル以上とし、その出幅は路端から1メートル以内とすること。
- (2) 歩車道の区別のない道路にあっては、その下端は、路面から4.5メートル以上とし、その出幅は、路端から1メートル以内とすること。
- (3) 広告物の地色は、白色又は淡色に限るものとし、その色彩は信号機又は道路標識の効用を阻害しないものであって、その意匠が俗悪でないものであること。

3 街灯柱に添加する広告物については、次のとおりとする。

- (1) 広告物は灯柱1本につき、突出し広告1個限りとする。
- (2) 広告物の突出し方向は民地側とし広告物の下端は路面から2.5メートル以上とすること。
- (3) 広告物の大きさは、縦0.3メートル以内、横は0.6メートル以内かつ灯器の出幅以内であること。
- (4) 広告物の地色は白色又は淡色に限るものとし、その色彩は信号機又は道路標識の効用を阻害しないものであって、その意匠が俗悪でないものであること。

4 消火栓標識柱に添加する広告物については、次のとおりとする。

- (1) 広告物は標識柱1本につき、突出し広告1個限りとする。
- (2) 広告物の添加位置は標識板の下部とし、広告物の下端は歩道上にあっては、路面から2.5メートル以上、車道上にあっては路面から4.5メートル以上とすること。
- (3) 広告物の大きさは、縦0.3メートル以内、横は標識板の標識柱からの出幅以内であること。
- (4) 広告物の地色は白色又は淡色に限るものとし、その色彩は信号機又は道路標識の効用を阻害しないものであって、その意匠が俗悪でないものであること。

5 乗合自動車の停留所標識に添加する広告物については、次のとおりとする。

- (1) 四角柱標識の標示板にのみ添加されるものであること。
- (2) 広告物は、進行車両の非対向面及び歩道面の2面に限り標示板の下端から上方0.6メートル以内の部分について添加されるものであること。
- (3) 広告物の地色は白色又は淡色に限るものとする。

6 バス停留所その他これに類する施設に設置される上屋に添加する広告物については、次のとおりとする。

- (1) 対象とする広告物は、道路管理者が管理するバス停留所その他これに類する施設に設置される上屋（以下「道路附属物上屋」という。）又は道路管理者から占用許可を得て設置され

るバス停留所その他これに類する施設に設置される上屋（以下「占用物件上屋」という。）に添加される広告板（デジタルサイネージを含む。）（以下「添加広告板」という。）とする。

- (2) 添加広告板の占用主体は、添加広告板を用いて広告事業を行おうとする者（以下「広告事業者」という。）であり、新規の占用許可申請を行うものとする。この場合の広告事業者には、占用物件上屋の占用者が自ら添加広告板を用いて広告事業を行う場合における当該占用者も含まれる。

なお、上屋に設置される壁面のうち、その全面又は大部分が広告板として使用される構造であるものについても、その広告板としての効用にかんがみ、これを添加広告板として取り扱うものとする。

- (3) 添加広告板の設置場所、構造等については、原則として、次に掲げるところによるものとする。ただし、(6)の連絡協議会において、道路の構造、交通、景観その他の地域の状況に応じて、これと異なる基準を設けることとした場合には、この限りでない。

ア 添加広告板の設置場所は、上屋の壁面（添加広告板が壁面の効用を兼ねる場合は、壁面に相当する位置を含む。以下(3)において同じ。）のうち、車道から上屋に正対して左側の壁面以外とすること。ただし、駅前広場等の島式乗降場に設置される上屋に添加広告板を設置する場合はこの限りでない。

イ 添加広告板により生ずる死角からの車道への飛び出し事故や自転車等とバス乗降客との出会い頭の接触事故を防止するための安全策が十分に講じられるものであること。

特に、添加広告板の最下部と路面との間に適当な間隔を確保しておくこと。ただし、防護柵の設置その他の手段により安全策が十分に講じられる場合には、この限りでない。

また、車道から上屋に正対して正面の車道側の壁面に添加広告板を設置する場合には、開口部と添加広告板との間の壁面を透明にするなどして安全を確保すること。

さらに、広告物の掲示面を同一の方向に2面以上設ける場合には、掲示面と掲示面の間に開口部を設け、又は掲示面と掲示面の間の壁面を透明にするなどして安全を確保すること。

ウ 添加広告板を用いて掲示される広告物は、明らかに運転者に対し訴求するものではないこと。ただし、駅前広場等の島式乗降場に設置される上屋に添加広告板を設置する場合はこの限りでない。

エ 添加広告板の幅及び高さは、上屋の幅及び高さの範囲内のものであること。

オ 添加広告板の材質及び形状は、相当程度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損ない、又は公衆に危険を与えるおそれのないものであること。

カ 上屋と添加広告板とは一体的な構造とすること。ただし、既設の上屋に添加広告板を設置する場合において、一体的な構造とすることが技術的に困難であるときは、倒壊、落下、はく離等のおそれがなく、かつ添加広告板に実質的に上屋の壁面としての機能が認められる構造である場合には、この限りでない。

キ 添加広告板の構造又は機能は、歩行者等が注視することで著しく路上に滞留し又は車両

の運転者が注視することでその運転や速度に影響を及ぼすことにより、交通の支障を生じさせるおそれのないものであること。

また、添加広告板をデジタルサイネージとする場合には、照明の方法や明るさが殊更に運転者の視線を誘導し、又は視野を妨げるものではないこと。

ク 添加広告板の構造は、広告物の更新作業に際して、交通に支障を及ぼすおそれのないものであること。

ケ 添加広告板を用いて掲示する広告物の表示面積は、1面につき2㎡以内であること。なお、添加広告板の枠部分等への広告事業者等の名称、企業ロゴ等の表示については、破損時における通報先等当該添加広告板等の管理上やむを得ないもの並びに広告料収入が上屋又は上屋に付随して設けられるバス利用者向けのロケーションシステム、ベンチなどバス停留所その他これに類する施設の利用者の利便に著しく寄与する工作物又は物件（以下「ロケーションシステム等」という。）の整備又は維持管理に要する費用に充当されている旨表示するものを除き、当該文字等の部分を表示面積に含めるものとする。

(4) 添加広告板の占用の許可を行うに当たっては、一般的な条件のほか、必要に応じて、次に掲げる条件を附することとする。

ア 上屋及び添加広告板の設置、維持管理及び運用等に係る当事者間の契約のうち、道路管理に影響を及ぼす内容若しくは事故時における連絡通報関係の変更をしようとするときは、道路管理者に届け出ること。

イ 添加広告板を用いて掲示する広告物の取扱いに関する次の各号に掲げる事項

(ア) 広告物の色彩等は、信号機又は道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなものであってはならないこと。また、広告物は音声を用いたものではないこと。

(イ) 広告物は、反射材料式でないこと。

(ウ) 広告物の表示内容は、公序良俗に反するものではないこと。

(エ) 広告物は、屋外広告物条例の許可を受けたものであること。

(5) 広告事業者が得る広告料は、公共交通機関を利用する市民の日常生活における利便性の向上、又は高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の観点から、道路附属物上屋、ベンチ、占用物件上屋、ロケーションシステム等の整備又は維持管理に充当されなければならないものとする。

(6) 上屋等整備・管理計画の提出について

ア 地域において既設の上屋を含む相当数の上屋に添加広告板が設置されることが見込まれるなど、許可手続きを円滑に行うために必要と認められる場合には、添加広告板を設置しようとする上屋の設置場所及び添加広告板の設置場所、構造並びに広告料収入の充当先（広告料収入をその整備又は維持管理に必要な費用に充当しようとする物件の種別、設置場所、構造、設置時期等）等を定めた全体的な計画（以下「上屋等整備・管理計画」という。）を広告事業者から提出させるとともに、関係する道路管理者、警察署長、地方公共団体の屋外広告物担当部署、景観行政団体の景観担当部署等による連絡協議会を開催し、広告事業者から説明を求めるなどして、当該計画に関する各機関の調整を図ること。

イ 当該計画を変更しようとする場合の手続きは、アの手続きに準じて取り扱うこととす

る。ただし、連絡協議会において当該計画の変更時の取扱いを定めている場合にはこの限りでない。

ウ 上屋等整備・管理計画を提出している場合には、広告事業者は、当該計画に沿って占用許可申請を行うものとする。

(7) 運用上の留意事項

ア 道路附属物上屋に添加広告板を設置する場合の留意事項

(ア) 添加広告板を設置することを主たる目的として道路附属物上屋を設置することは本取扱いの趣旨とするところではないこと。

(イ) 添加広告板を用いた広告事業により広告事業者が得た収入が、道路附属物上屋、ベンチの整備又は維持管理に要する費用に充当されること。なお、道路管理者以外の者が行う道路附属物上屋、ベンチの整備又は維持管理に当たっては、道路法第24条に規定する手続きが必要となる場合があること。

(ウ) 道路附属物上屋の整備又は維持管理及び添加広告板の設置又は管理に起因して道路管理に支障が生じた時は、道路附属物上屋を整備又は維持管理する事業者及び添加広告板の設置又は管理を行う事業者が、その支障の原因関係に応じて道路管理者に責任を負うこと。また、この場合における事業者と道路管理者との間の連絡通報関係及び事業者における責任の所在が明確であること。

(エ) 道路管理者が道路附属物上屋の移設、撤去等を行う場合には、当該上屋に設置される添加広告板の所有権を有する広告事業者においても、添加広告板の移設、撤去等を含めてこれに応じる用意があること。

イ 占用物件上屋に添加広告板を設置する場合の留意事項

(ア) 添加広告板を設置することを主たる目的として占用物件上屋を設置することは本取扱いの趣旨とするところではなく、添加広告板の設置とあわせて占用物件上屋の占用がなされる場合には、当該上屋の占用の目的、必要性等を十分に確認すること。

(イ) 添加広告板の占用許可の申請に際しては、添加広告板を設置する上屋の管理体制、管理の方法等を定めた管理規定等を徴すること。ただし、占用物件上屋の占用許可に際し、既に管理規定等を徴している場合にあってはこの限りでない。

(ウ) 占用物件上屋の占用主体と広告事業者が異なる場合には、次の各号に掲げる事項について確認すること。

- ① 占用物件上屋を使用する権利は、当該上屋の設置時における費用負担関係を問わず、占用物件上屋の占用主体が有すること。
- ② 添加広告板を用いた広告事業により広告事業者が得る収入が、占用物件上屋又はロケーションシステム等の整備又は維持管理に要する費用に充当されること。
- ③ 占用物件上屋及び添加広告板の設置又は管理に起因して道路管理に支障が生じたときは、それぞれの占用主体が、その支障の原因関係に応じて道路管理者に責任を負うこと。また、この場合における各事業者と道路管理者との間及び両事業者の相互間の連絡通報関係並びに各事業者における責任の所在が明確であること。
- ④ 道路管理者が占用物件上屋の占用主体に対し、監督処分等により上屋の移設、撤去等

を命ずる場合には、当該上屋及びこれに設置される添加広告板の所有権を有する広告事業者においても、添加広告板の移設、撤去等を含めてこれに応じる用意があること。

⑤ 占用物件上屋の占用を廃止するときは、当該上屋に設置されている添加広告板も占用を廃止すること。

⑥ 添加広告板の占用を廃止する場合における、占用物件上屋の存置の可否及び権利関係について、占用物件上屋の占用主体と広告事業者との協議等により妥当な取扱いが定められること。

(8) その他

ア 添加広告板の具体的な設置形態及び広告物の表示方向等については、別図 4 を参考とすること。

イ 添加広告板の占用料は、広告事業者から徴収するが、その取扱いに当たり、一の添加広告板の表裏 2 面に広告物を表示しているものの占用料については、「占用料徴収事務の取扱いについて」（平成 8 年 1 月 26 日建設省道政発第 3 号、第 3 号の 2、第 3 号の 3）記 1（6）を適用する。

ウ 添加広告板の設置を認めるにあたっては、警察との連携を図るため、当該地域を管轄する警察署長へ協議を行うこと（広告物のみを既存の上屋に添加する場合を含む。）。

（集合広告板）

第 13 集合広告板の占用については、第 1 章の規定による外、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) 歩車道の区別のある道路で歩道幅員 2 メートル以上の歩道に限り、その民地側に設けるものとし歩道の有効幅員 1.8 メートル以上を残すこと。

(2) 集合広告板は交差点の側端横断歩道、又は防火施設から 20 メートル以上の距離を保って設けること。

(3) 路面から集合広告板の下端までの高さは 0.5 メートル以上上端は、2.5 メートル以下の高さとし、幅は 6.5 メートル以内厚さは、0.2 メートル以内としこれにひさしを設けるときは、その出幅は 0.3 メートル以内とし、ひさしの下端は路面から 2 メートル以上の高さとする。

(4) 支柱及び広告板の主要構造部は鋼管（材）類を使用し、風圧、震動等に対し安全な構造とすること。

(5) 集合広告板の枠外への添加広告、支柱への巻き付け広告、あるいは、突き出し広告はしないこと。

(6) 集合広告板に掲示する広告については、少なくとも広告枚数 10 枚以上且つ 5 社以上が同時に掲示するものであること。また、広告の規格については、1 枚につき、縦 75 センチメートル、横 55 センチメートル程度の大きさにとどめること。

(7) 広告板を設ける場所の民地側の土地所有者等の同意を得ること。

（乗合自動車の停留所標識）

第 14 乗合自動車の停留所標識の占用については、第 1 章の規定による外次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 乗合自動車の停留所標識は、平板式又は、四角柱標識とする。
- (2) 歩車道の区別のある道路にあつては歩道内の車道寄りとし歩車道境界石の先端から標識柱又は構造物の最近側まで0.3メートルの間隔をおいて設けること。又、歩道の有効幅員を平板式標識にあつては1メートル以上、四角柱標識にあつては1.8メートル以上を残すこと。
- (3) 歩車道の区別のない道路にあつては、可能な限り路端寄りに設けること。ただし、四角柱標識にあつては、車道幅員6.5メートル以上の道路に限ること。
- (4) 交差点の側端、横断歩道、又は防火施設から20メートル以上、道路標識から2メートル以上の距離を保たせること。
- (5) 停留所標識の高さは、その上端は路面から2.8メートル未満とする。
- (6) 停留所名を表示する、標識板は道路と並行して設け、その大きさは方径（又は直径）0.4メートル以内とすること。
- (7) 発車時刻表及び運行系統図を標示する標示板は道路と並行して設け、その大きさは次のとおりとする。
 - (イ) 平板式標識にあつては、横0.6メートル以内、縦1.53メートル以内とする。
 - (ロ) 四角柱標識にあつては、その一面の大きさは横0.5メートル以内縦1.65メートル以内とする。
- (8) 四角柱標識の照明のための電気配線については第4の(5)又は(6)によること。
- (9) 街路樹、花壇等の草木の生育を妨げないこと。

(掲 示 板)

第15 掲示板の占用については、第1章の規定による外、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 掲示板は、官公署が設けるものに限ること。
- (2) 交差点の側端、横断歩道、又は防火施設から20メートル以上、道路標識から2メートル以上の距離を保たせること。
- (3) 歩車道の区別のある道路にあつては、歩道幅員2メートル以上の歩道に限り、その民地側に設けるものとし、歩道の有効幅員1.8メートル以上を残すこと。
- (4) 歩車道の区別のない道路にあつては、車道幅員6.5メートル以上の道路に限って可能な限り、路端寄りに設けること。
- (5) 路面から掲示板の上端までの高さは2メートル以下、幅は2メートル以内、柱の方径又は直径は0.15メートル以内、厚さ0.2メートル以内とし、これにひさしを設けるときは、その出幅は0.3メートル以内とし、ひさしの下端は、路面から2.0メートル以上の高さとする。ただし公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2に規定する選挙運動用ポスター掲示場の掲示板については路面からの掲示板の上端までの高さは2.5メートル以下、幅は3メートル以内とすることができる。
- (6) 掲示板を設ける場所の民地側の土地所有者等の同意を得ること。
- (7) 支柱及び掲示板の主要構造部は鋼管（材）類を使用（選挙運動用ポスター掲示場の掲示板を除く。）し、風圧、震動等に対し安全な構造とすること。

(消火栓標識)

第 1 6 消火栓標識の占用については、第 1 章の規定による外の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 消火栓標識は、消防署又は、市町村が設けるものに限ること。
- (2) 歩車道の区別のある道路にあつては、歩道内の車道寄りとし歩車道境界石の先端から標識柱の最近側まで 0.3 メートルの間隔をおいて設け歩道の有効幅員 1 メートル以上を残すこと。

又、標識板の突出し方向は民地側とすること。

- (3) 歩車道の区別のない道路にあつては、標識は法敷（法敷のない道路にあつては可能な限り路端寄り）に設け、標識板の突出し方向は民地側とすること。
- (4) 標識は、消火栓からおおむね 5 メートル以上の距離に設け、かつ交差点の側端及び横断歩道から 20 メートル以上、道路標識から 2 メートル以上の距離を保たせること。
- (5) 標識板の下端は、歩道上にあつては路面から 2.5 メートル以上、車道上にあつては路面から 4.5 メートル以上の高さとする。
- (6) 街路樹及び花壇等の草木の生育を妨げないものであること。

(横断幕)

第 1 7 横断幕の占用については、第 1 章の規定による外、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 公共の目的又は祭礼、行事のために設置されるものであつて、営利性がなく、その設置期間が短期間のものであること。
- (2) 風圧等に対して安全なものであること。

(駐車場案内標識)

第 1 8 駐車場案内標識の占用については、第 1 章の規定による外、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 案内標識の様式、規格は別図 3 によること。
- (2) 案内標識の設置箇所は原則として、駐車場の出入口から 100 メートル程度の左側手前に一箇所、ほかに出入口から至近距離の左側箇所に設けること。
ただし、当該駐車場の出入口が他の道路管理者の管理する道路に面する場合にあつては、当該出入口に至る道路との交差点の側端から 5 メートル以上の距離を保ち 1 箇所に限り設けることができる。
- (3) 案内標識の設置が認められる駐車場は、駐車場法第 2 条第 2 項第 2 号に規定する路外駐車場で、駐車のために供する部分の面積が 500 平方メートル以上のものであること。
- (4) 歩車道の区別のある道路の、歩道内の車道寄りとし、歩車道境界石の先端から標識柱の最近側まで 0.3 メートルの間隔をおいて設け歩道の有効幅員 1.8 m 以上を残すこと。
- (5) 標識板の下端は路面から 2.5 メートル以上とすること。
- (6) 交差点の側端、横断歩道又は防火施設から 5 メートル以上道路標識から 2 m 以上の距離を保たせること。
- (7) 街路樹及び花壇等の草木の生育を妨げないものであること。

第6章 令7条2号に関するもの

(工事用板囲足場、その他工事用施設)

第19 建設工事用のための板囲又は、足場の占用については、第1章の規定による外、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) 施設物の出幅は歩車道の区別のある道路にあつては、歩道幅員の三分の一未満とし歩車道の区別のない道路にあつては、路端から1メートル未満でかつ道路部幅員の八分の一を超えないものであること。

ただし、届出書(別記第2号様式)の提出により、以下の条件を満たしていることが確認できる場合に限り、制限以上の出幅において占用することができるものとする。

(イ) 老朽化した建物の解体を行う場合であること。

(ロ) 歩行者等の安全性に十分配慮した工事を施工すること。

(ハ) 占用者に起因する事故等が発生した場合は、占用者の責任において事故等の対応を行うこと。

(ニ) 出幅は必要最小限度とすること。

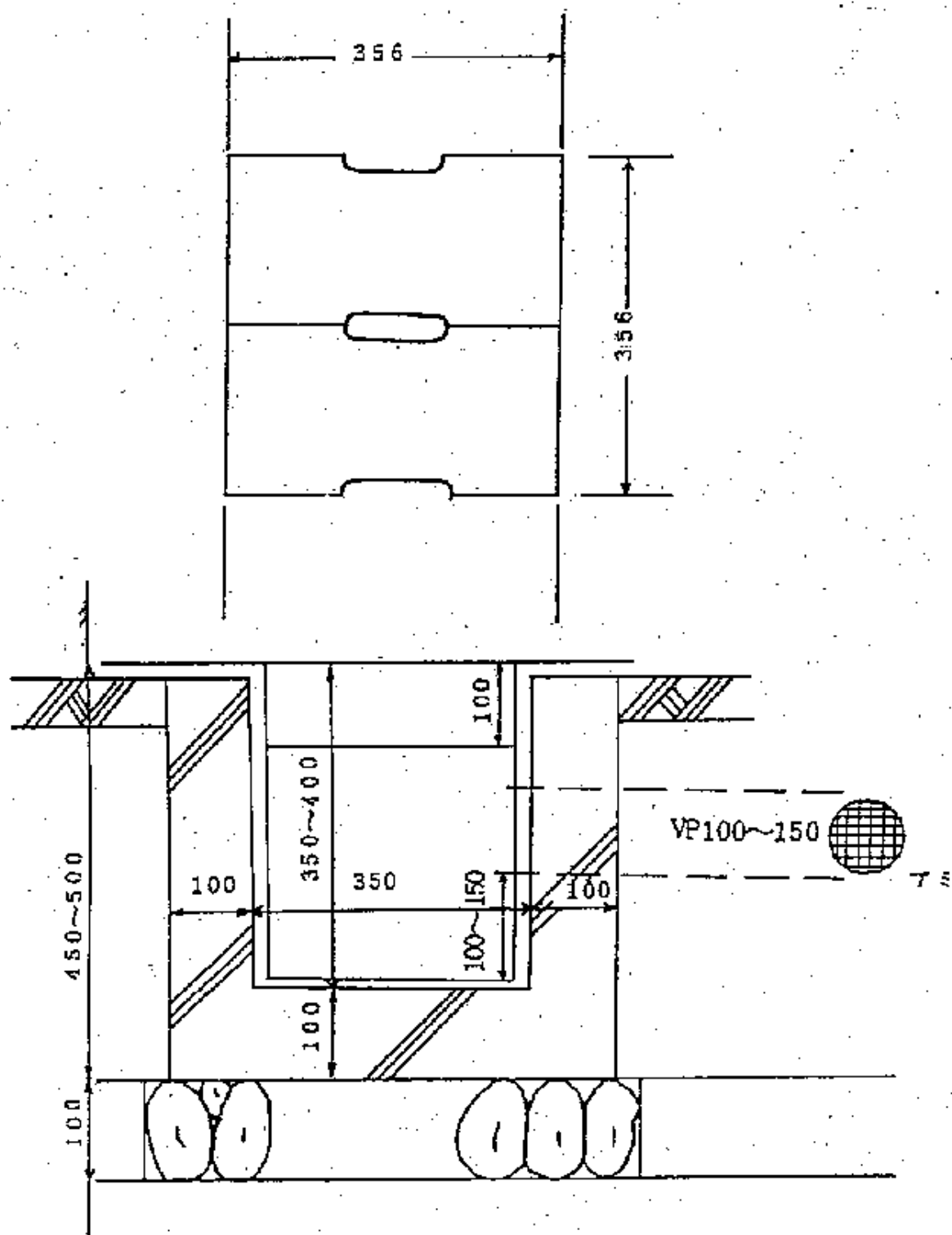
(2) 掛け出しを設ける場合は、建設物の下端は歩車道の区別のある道路にあつては、路面から3メートル以上とし、歩車道の区別のない道路にあつては、路面から4.5メートル以上とすること。

(3) 高層建築のため、交通上の危険防止のための施設物を路上に突き出せる場合は道路の幅員にかかわらず、危険防止に必要な幅員とする。ただし、建設物の下端は路面からの高さは、歩車道の区別のある歩道上では、路面から4メートル以上とし、歩車道の区別のない道路にあつては路面から5メートル以上とすること。

(4) 施設物は風圧、震動、荷重等に対し、安全な構造であること。

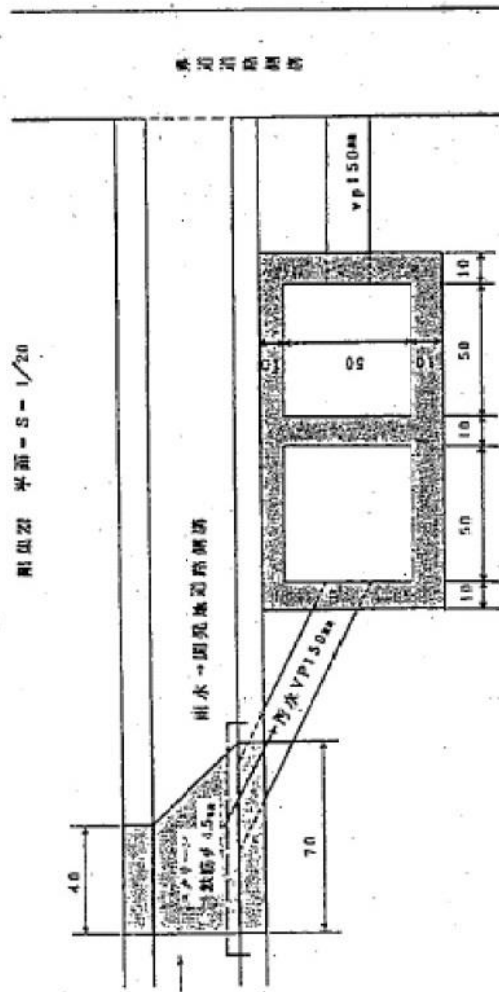
(5) 信号機、防火施設、道路標識の機能を妨げないものであること。

別図 1



注 アミはビニール製または鉄製で固定式とし、アミの目は5mm以下とすること。

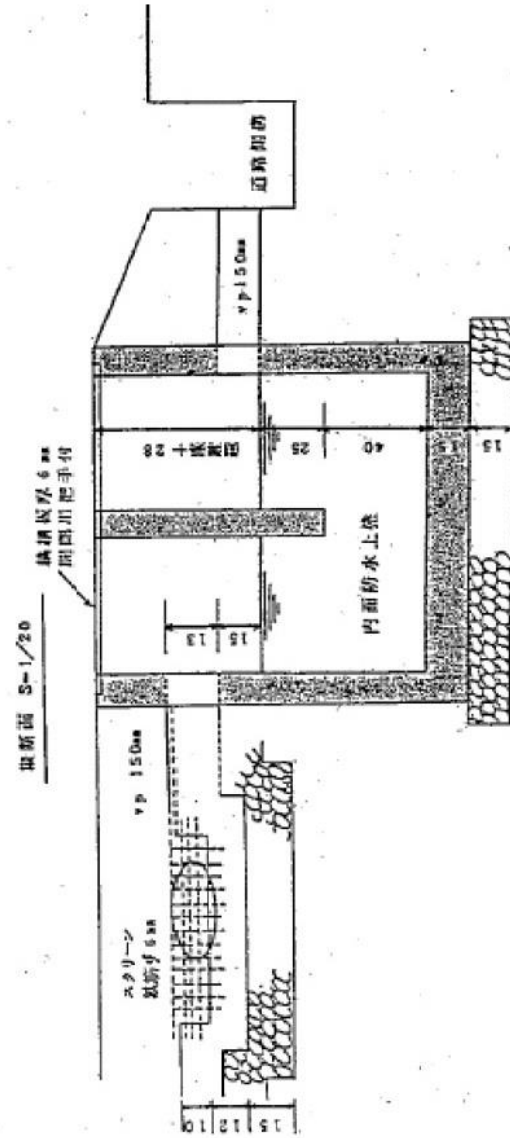
別図 2



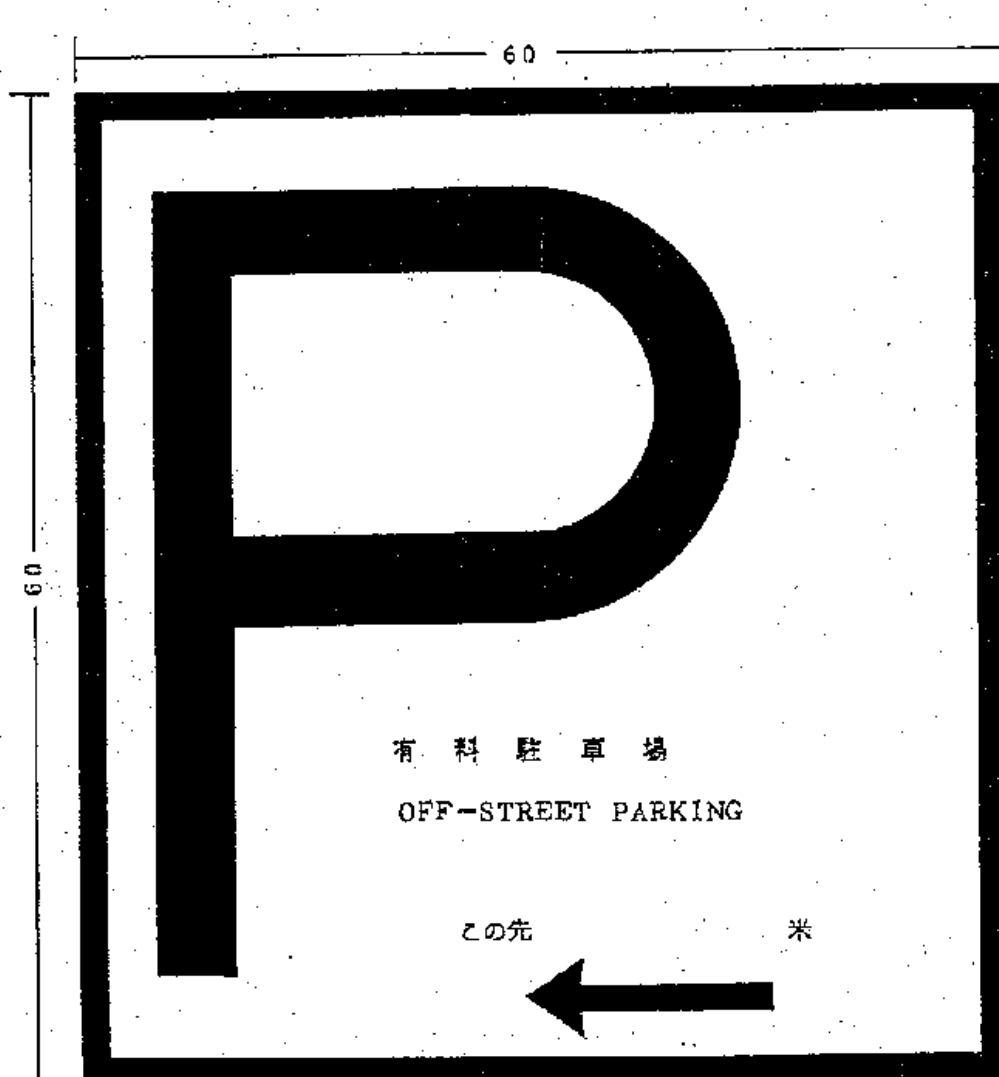
容量概算

人 50 $1.1 \times 0.5 \times 0.65 = 0.3575 (\text{m}^3)$
 人 100 $1.4 \times 0.65 \times 0.85 = 0.77$ "

注 ○ この設計は、人口50人までのものとし、50人以上100人まで各部分を25%増とする。ただし、阻集器から渠道側溝へ取り付ける排水管の大きさは、内径150mm以下とすること。



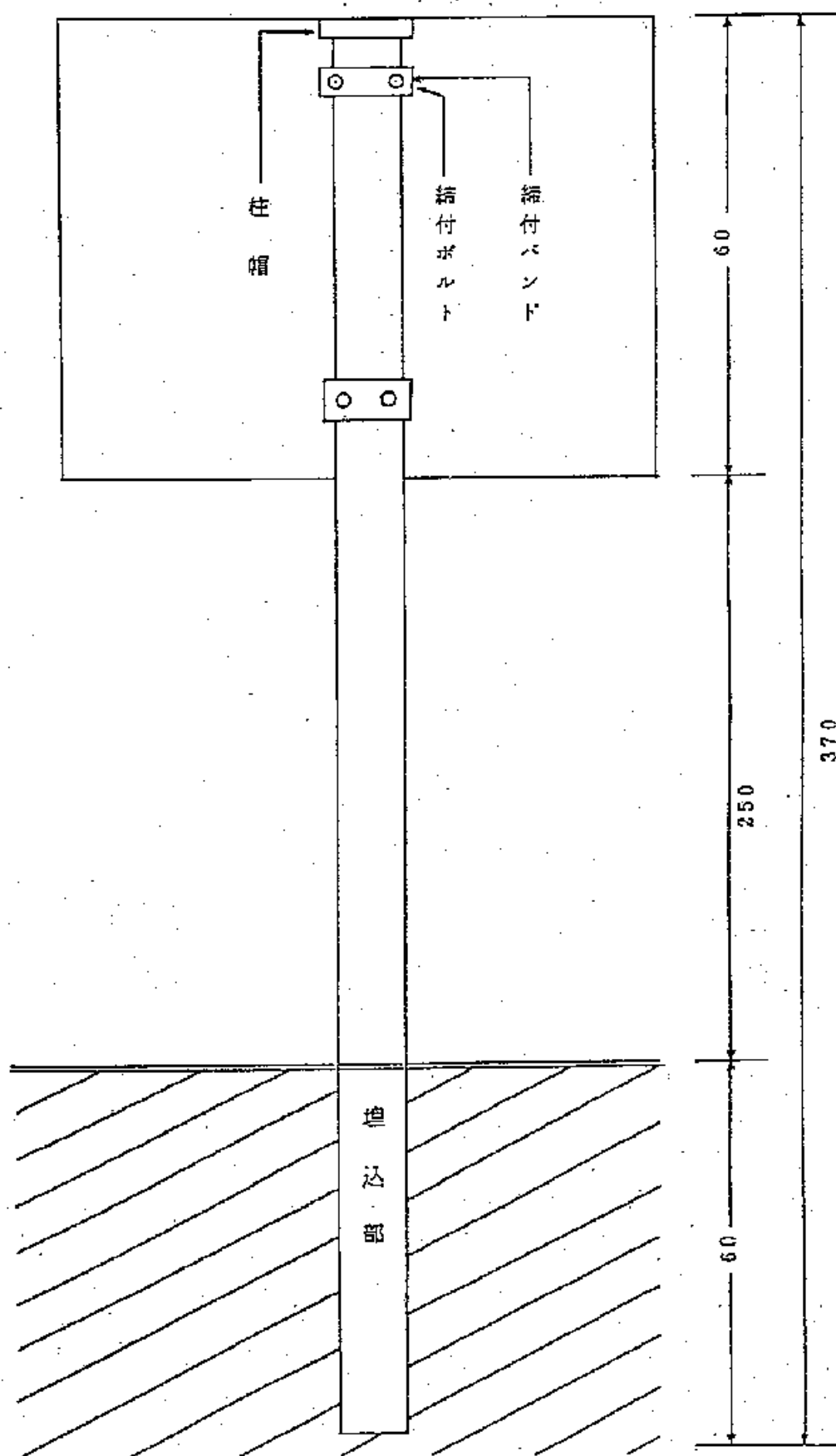
別図 3 - 1



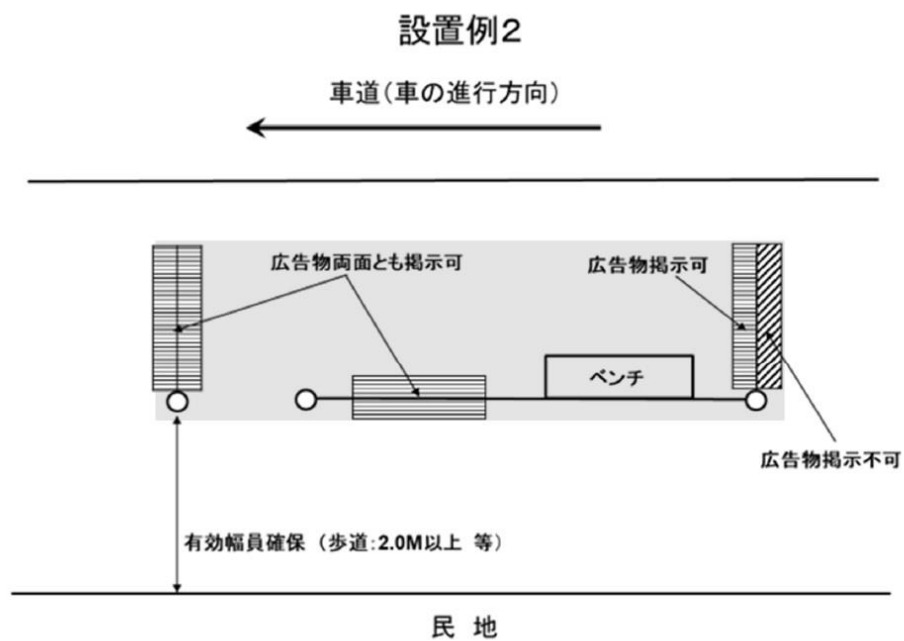
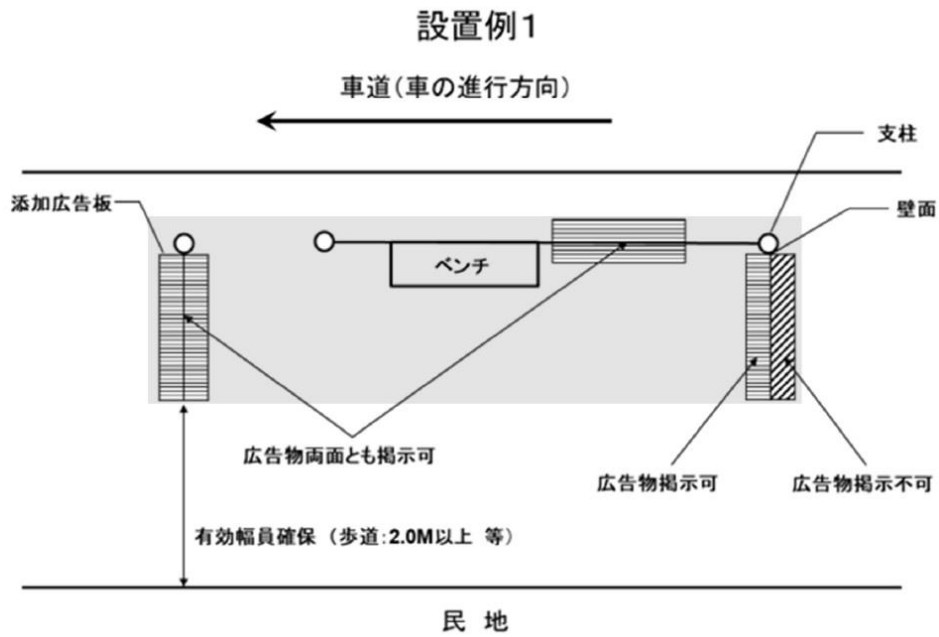
備 考

1. 図示寸法の単位はセンチメートルとする。
2. 方向を表示する記号は例示とする。

別図 3 - 2

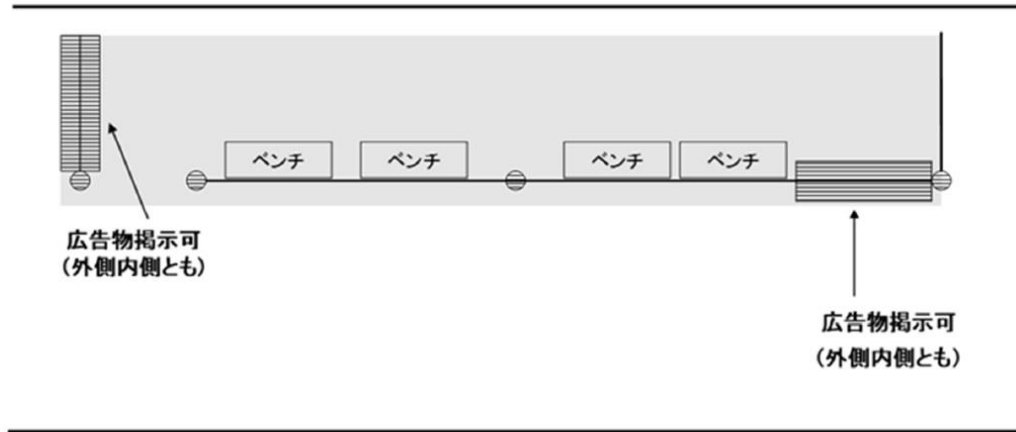


別図 4



設置例3(バスターミナルの場合)

車道(バスの進行方向)



誓 約 書

熊本県知事 ○○ ○○ 様

申請者（占有者） 住所

氏名

印

私が（ 占 用 の 場 所 を 記 載 ）地先の（ 路 線 名 を 記 載 ）にし尿及び雑排水を放流するにあたり、下記のことを誓約いたします。

記

1．浄化槽の使用開始後、浄化槽法第 10 条第 1 項に定めるところにより、毎年 1 回（浄化槽法施行規則第 6 条及び第 7 条で別に定める場合を除く）、次の者に浄水槽の保守点検又は清掃を行わせます。

保守点検：保 守 点 検 業 者 住所
氏名

清 掃：清 掃 業 者 住所
氏名

2．浄化槽の使用開始後、浄化槽法第 7 条及び第 11 条に定めるところにより、熊本県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例により知事の登録を受けた上記保守点検業者に、放流水の検体の抽出を行わせ BOD（生物化学的酸素要求量）検査を受けさせるとともに、その検査結果にかかる証明書を提出します。

3．放流水の BOD が 20 PPM 以上となった場合には、直ちに浄化槽の改造を行い 20 PPM 以下となるよう改善のうえ、改良後の放流水にかかる計量証明書をあらためて提出するか、若しくは放流の停止を行い道路を原状に回復します。

4．この誓約に違反した場合には、道路占用許可の取消等いかなる処分を受けても何ら異存ありません。

（注）保守点検業者が熊本県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和 60 年熊本県条例第 43 号）に定める浄化槽保守点検業者であることを証する書類及び清掃業者の許可証の写を添付すること。

届 出 書

熊本県知事 ○○ ○○ 様

今回下記の建築物解体工事にあたり必要となる板囲又は足場については、熊本県道路占用許可基準要綱（以下「要綱」という。）に合致する出幅による施工が困難です。

このため、本書のとおり届出書を提出しますので、道路占用の許可をお願いします。

記

1. 解体する建築物の場所
2. 解体する建築物の規模・構造及び建築年月日
3. 解体する建築物の用途
4. 制限以上の出幅が必要な理由及び板囲又は足場の出幅
5. 歩行者等の安全性を確保する手段

年 月 日

施工者（誓約者） 住 所
氏 名